

監査結果公表第21-22号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年3月1日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	平田正司
同	井上依彦

記

1 措置の通知

平成14年度から20年度までの各年度包括外部監査結果に基づく措置の通知
平成22年2月25日付け 行第77号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧
できます。

八 尾 市 監 査 委 員 富 永 峰 男 様
同 八 百 康 子 様
同 平 田 正 司 様
同 井 上 依 彦 様

八尾市長 田中 誠太

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年1月12日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成14年度包括外部監査について

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、
委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成15年度包括外部監査について

補助金の財務事務の執行について

○平成16年度包括外部監査について

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

○平成17年度包括外部監査について

「公の施設」の管理運営について

○平成18年度包括外部監査について

八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

○平成19年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成20年度包括外部監査について

国民健康保険事業及び介護保険事業について

1. 平成22年1月12日現在で改善措置等を講じた事項

【平成14年度】 出資法人（4法人）の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について（監査の結果）地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(1) 財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項目	監査の結果(要旨)	H21.7.1までの措置の内容と改善の方針	H22.1.12までの措置の内容と改善の方針
1	減価償却資産に関する費用処理の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。	平成21年度から新たに取得した固定資産の減価償却を適正に実施します。	新たに取得した固定資産の減価償却を平成21年度から適正に実施すべく会計処理システムを改定しています。 (措置済み)

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	清協公社の今後のあり方についてア)し尿収集業務のコストの適正化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削減していく必要がある。	平成13年度以降、欠員不補充を実施し、平成20年度末で30人の減員を図るとともに、現在3名の職員を八尾市に派遣しています。また、し尿汲取り業務直営化等検討委員会で清協公社の解散の具体的な課題を整理しており、市直営化の方針での問題解決に向け検討中です。	平成13年度以降、欠員不補充を継続して実施しており、平成20年度末で30人の減員を図り、さらに3名の職員を八尾市に派遣しており、減少する業務量に見合う職員数及び機材の削減を図ってまいりました。その結果として現在の職員数と業務量については概ね適正であります。また、清協公社については、解散及び直営化についての方針を確定し、現在具体的な制度設計を引き続き行っておりますが、解散時期までの各年度における業務量に対応する適正な委託料算定を実施してまいります。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
2	清協公社の今後のあり方についてウ)縮小スキームの早期確立について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	早期退職優遇制度については、平成19年2月に創設しました。引き続き、し尿汲取り業務直営化等検討委員会で清協公社の解散に向けての早期退職優遇制度の拡充措置として検討中です。	早期退職優遇制度については、平成19年2月に創設し、さらに平成21年度からは早期退職優遇制度の拡充措置を図りました。清協公社については、解散及び直営化についての方針を確定し、現在具体的な制度設計を引き続き行っており、その他の縮小スキームの確立については、清協公社の解散及び直営化のスケジュールに合わせて、必要かつ可能な手法を早期に実施いたします。

				(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)
3	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	会計処理システムを平成21年度より改定するため、21年度予算に遡及して記載できるよう努めているところです。	会計処理システムを改定し、21年度予算に遡及して新公益法人会計基準に準拠した予算書を作成します。また、決算書につきましても、21年度決算書より、新公益法人会計基準に準拠したものを作成します。 (措置済み)
4	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	① 会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協公社の会計規程第60条の改訂が必要。②会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。③会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。④営業権償却費の別掲が必要である。	会計処理システムを平成21年度より改定するため、21年度予算に遡及して記載できるよう努めているところです。	会計処理システムを改定し、21年度予算に遡及して新公益法人会計基準に準拠した予算書を作成します。また、決算書につきましても、21年度決算書より、新公益法人会計基準に準拠したものを作成します。 (措置済み)

【平成16年度】八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

5. 下水道利用(水洗化向上)の促進

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	水洗化促進策の提案	<p>⑤ し尿処理手数料の見直し</p> <p>八尾市のし尿処理(収集、運搬及び処分)手数料は一般家庭(4人)で年額14.4千円である。これに対し下水道使用料は月20㎡で年額21千円であり、くみ取便所の方が下水道使用料よりも安いのが現状である。区域別の資料はないが、市域全体の平成14年度のし尿収集・運搬費用の1件当たり平均金額は約52千円となっている。下水道整備区域では供用開始後年月が経過するにつれ、し尿収集戸数が減少し区域に点在することとなるため、収集の効率性が低下し、し尿収集・運搬費用は市域平均よりも高いと推測できる。下水道事業は、汚水は私費負担を原則として実施している。し尿も汚水であるため私費負担が原則と考えられるが、現状ではし尿処理費用をすべて処理手数料に転化すると料金が高額になるため政策的配慮から料金が決定されているものと思われる。しかし、下水道整備区域においては、下水道利用者との公平性の観点も考慮にいれて、し尿処理手数料を設定すべきものとする。その方法として、し尿処理費用を下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえで、下水道整備区域のし尿処理費用を賄えるようにし尿処理手数料を設定することが望ましい。なお、算定したし尿処理費用額すべてを料金に転化すると料金が高くなるのであれば、少なくとも下水道使用料金と同額程度に設定することが適当であると思われる。なお、経済的事情により水洗化便所に改造できない者については別途手当てを講じることが必要である。</p> <p>市民間の公平性に加え、環境面及び市への財政的影響面も考慮して、上記したし尿処理手数料の料金設定の検討が望まれる。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>①し尿処理手数料は下水道使用料よりも安い、し尿汲取りの場合は、し尿のみが対象となっているのに対し、下水道の場合には水量の大半が生活雑排水(台所、洗濯、風呂など)であり、単純に両者の料金支払額をもってし尿処理に係る個人負担の高低を比較することはできないと考えます。②下水道事業は、地方財政法で市が経営する公営企業として定められており、経営においては独立採算が義務付けられ、下水道事業に係る経費のうち、雨水は公費、汚水は私費を原則とする事業として行っているため、負担の基本的な考え方が両者の間で必ずしも同一ではありません。③下水道整備区域と未整備区域とでコストの観点からし尿処理手数料に差異を設けることについては、下水道整備区域内における下水接続状況の流動化及びこれに伴う収集コストの流動化が常にある中で、手数料の合理的算定が困難であり、同一サービスの提供を受ける収集対象世帯の理解を得ることが困難であると考えます。④物価水準はここ15年程度ほぼ横ばいで収集コストに変動がなく、かつ最近における雇用状況の悪化等の中にあつて、急激なし尿手数料の値上げは市民生活への悪影響が懸念されます。</p> <p>以上の理由から、し尿処理手数料を下水道使用料金と同額程度に設定する等の措置は実施しないこととしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

【平成17年度】「公の施設」の管理運営について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

6. 現地調査対象施設特有の事項

(1) 八尾市立衛生処理場

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	①施設の稼働状況	<p>市の下水道の普及や市の人口及び世帯数の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量も減少している。処理工程で示した処理場の設備のうち、第一次処理、第二次処理及び高度処理の一部(砂ろ過塔)はそれぞれ同一の施設が2つ設置されており、年間処理能力 10 万トン程度となる。</p> <p>搬入量の減少傾向から年間の処理能力には余剰があるように推察されるが、1 日あたりの処理量は設備能力 275kl まで稼働している日もあった。</p> <p>ただし、今後ますます下水道の普及が進むなど、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少することが想定されるため、余剰設備をいかに有効活用するかを検討することが望まれる。例えば、他市町村において現有設備では賅いきれない部分を八尾市で請け負う等の対応を行うなどにより、設備の有効利用を促進するなどである。</p> <p>なお、大阪府は「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」を設置し、将来にわたるし尿や浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保へ向け、20 年先を見据えつつ、今後10年間の処理体制整備のあり方を探るため、専門的見地からの意見交換を行っているため、市はこれらの意見も積極的に活用すべきである。</p>	<p>搬入量及び処理量の減少による施設の運転管理について検討を重ねた結果、平成20年度において、放流水の基準をクリアしながら一部プラント(遠心濃縮機)を経由せず処理するための改造に着手し、21年1月末に工事が完成し、その後の運転管理を行っています。これにより、毎年発生する遠心濃縮機の修繕料、365日間、24時間稼働している電気代の削減が図られることとなります。また、今後の処理量の減少の度合いや関係機関との協議により、一次処理系統の2系統処理分の1系統処理化等を進め、さらなるランニングコストの軽減を図っていく予定です。</p>	<p>し尿及び浄化槽汚泥の搬入量・処理量の減少に伴い、平成7年度竣工当時の全負荷を想定したプラントは過大な施設かつ老朽化が進んでいる状況であります。この状況を考慮した運転管理をするべく検討を重ねた結果、平成20年度において、公共水域の放流基準を満足しながら、一部プラント(遠心濃縮機)を経由せず処理できるプラントに改善・修繕に着手し平成21年1月末に完成し、その後運転管理を行っています。この改善による効果は、試算で遠心濃縮機の年間の電気料金が約400万円、遠心濃縮機は6台あり年に1台の割合で修繕を行うため、年間の修繕料が約1,000万円、合計約1,400万円の経費削減をいたしました。また、今後の処理負荷減少に伴い、大阪府の浄化槽汚泥処理方策では「し尿処理施設の広域化」等の方針もありますが、広域化に関する協議の場があれば積極的に進めます。今後、さらに搬入量・処理量の減少が進んでいくことから、下水道への接続に向け大阪府とも協議を行っており、協議が整い次第最適なプラントへの改修を行い、維持管理費の削減が達成されます。</p> <p>(措置済み)</p>

<p>2</p>	<p>環境施設課</p>	<p>⑤衛生処理に関する受益者負担率</p>	<p>衛生処理場の搬入業者のうち、し尿については、市の外郭団体である(財)八尾市清協公社が搬入している。同公社に対しては、市は、し尿収集運搬及び手数料の集金事務を委託している。なお、同公社から徴収すべき衛生処理場の使用料は市との契約により無料となっている。衛生処理に係るコストに関する受益者負担のあり方を考える上で、負担率が下落傾向にある現状について、委託料の積算内容の精査やし尿取扱手数料等の設定水準の検討等様々な角度からの分析が必要である。</p> <p>さらに、衛生処理施設の管理運営にかかるコストは施設の減価償却費及び支払利息を含め456百万円となっているが、これに上記委託料772百万円を加えた総額1,228百万円を衛生処理に係るコストととらえ、し尿等取扱手数料181百万円の妥当性を検討する必要がある。施設の維持管理をするにあたっては、搬入量に関わらず一定の経費は発生するが、受益者と市との負担関係のあり方を検討し、適正な手数料水準を探っていくべきである。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました。施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を踏まえて、今後も適正な水準の確保に向け、引き続き改善を図ってまいります。なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>下水道への接続が進み、し尿汲取り件数の減少に伴い処理コストが増大していくため、結果として負担率が下落傾向にあると考えます。委託料積算については、欠員不補充や市への派遣などにより精査しており、概ね適正であります。また、衛生処理場のプラント改修や下水道への接続協議など、コストを削減していく努力は今後も継続的に行ってまいります。し尿処理手数料の見直しについて、物価水準はここ15年程度ほぼ横ばいで収集コストに変動がなく、かつ最近における雇用状況の悪化等の中にあって、急激なし尿手数料の値上げは市民生活への悪影響が懸念されます。生活環境の保全、公衆衛生の確保に支障を来す可能性もあることから、市としての政策的配慮を勘案し、し尿処理手数料の見直しは行わないこととしました。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
----------	--------------	------------------------	--	---	---

【平成18年度】八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

4. 「安全で親切的な医療」に向けた取り組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	企画運営課	(2)医療倫理面での取り組み	② 診療情報開示判定委員会について イ)課題－開示手順の公開 開示手順は、八尾市の個人情報保護条例に準じているとのことであるが、一般市民から見て分かりづらいつ感じられた。患者利便性を考えるならば、診療情報開示手順について、ホームページや院内パンフレット等での説明を充実させることが望ましいと考えられる。	開示手順を公開する手段は診療情報開示を必要とする市民の全市民に対する割合や必要ときに随時閲覧できる事を考慮するとホームページ掲載が最適です。市のホームページには、市立病院の診療情報の開示を請求する場合は連絡をいただくよう記載しております。病院のホームページについても、年内をめどに標準的な診療情報開示手続きの説明を掲載します。	診療情報の開示手順につきましては、市立病院ホームページに掲載いたしました。 (措置済み)

5. 中長期計画について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
2	企画運営課	(2)計画内容に関する検証	④ 計画値の検証－職員給与費 職員給与費についての課題は、以下の二点が挙げられる。 第一に、病院における職員数や職員給与費の計画は、患者数・医業収益等の業務量に応じて弾力的に運用される必要があるという点である。自治体病院は、地方公営企業であるため、予算・定数といった制約を受ける点は止むを得ないが、制度環境や地域医療需給などの外部環境変化に対する迅速な対応は不可欠である。例えば、2年に一度改定される診療報酬制度は、配置職員数と診療報酬点数を連動させる場合がある。また、地域医療需要減退によって患者数の減少した診療科があれば、定数にこだわらない柔軟な運用が求められるであろう。 課題の第二番目は、職員給与費は委託費とのバランスで見えていく必要があるという点である。八尾市立病院においては、PFI事業にて広範囲の業務委託を活用しており、内部の職員給与費としては計上されないが、外部委託業者への委託費として、少なからぬ人的コストが計上されている。	八尾市立病院改革プランにおいて、医師の充足、労働環境の改善等により患者数の増加を図ると共に、これに対応した職員数、給与費を見込んだ収支計画を策定し、医業収益に対する職員給与費の比率の目標を設定したところであります。 また、平成21年度のPFI事業の検証の中で、業務委託の水準についても検証を行うこととしました。	八尾市立病院改革プランにおいては、①診療報酬制度と②医療環境の変化に対応するとともに、③収益と人件費のバランスを主眼に弾力的に運用しつつ、④公立病院として、採算の有無を問わず、必要な医療を担う使命もふまえ、経済性と公共性の両立の観点で、職員の配置計画を策定し、それに基づき運営しております。 また、委託費とのバランスについては、平成21年度のPFI事業の検証の中で、PFI業務の一部の個別業務において、見直しをすべき課題が明らかにされたが、全体としては、VFMが確保され、費用面の効果が確認されたところであります。 (監査の意見に対し検討を行なった結果、市としての判断により対応方針を確定)

<p>3</p>	<p>企画運営課</p>	<p>(2) 計画内容に関する検証</p>	<p>⑤ 計画値の検証－経費 「経費」を分析する際にポイントとなるのは、以下の四点である。 第一は、「経費」という幅広い項目が存在するが、最も注目すべきなのは八尾医療PFI株式会社に対する委託費である。同項目は、経費のうち約 8 割を占める一方、内容が広範囲に渡り、他の経費項目に比べて判断しづらい。また、計画値も八尾医療PFI株式会社から提出された数字であり、八尾市立病院策定のものではないという要因もある。 ポイントの第二は、この委託費は変動費的な要素が大きいという点である。委託費の中には、清掃委託や警備業務など固定費的な項目もあるが、検査委託・滅菌委託など業務量に応じて変化するものも多い。現在の計画値は、上記②で見た患者数(平成 22 年度には病床稼働率 95%)を前提に計画されたものであるが、これらの想定業務量が上下すれば、委託料も上下する性質を持っている。また、その価格の適正性については、「自治体が自ら行うよりも効率的」であるか否かという点が重要な観点となる。従って、委託費については、計画対比での予算超過・予算枠内を議論するのではなく、VFIM・財務分析等に基づいた、検証・対策が必要となる。 ポイントの第三は、PFI向け委託費は内訳についての分析が必要という点である。例えば、現在の計画では、平成 22 年度にPFI向け委託費が急減する見込みとなっている(前年度対比 187 百万円、12.1%の減少)。その理由として、医療機器の入れ替えに伴い保守点検費用がかからない年度にあたるため、とのことであったが、「PFI事業者の立案した計画であり、企業秘密に属する」という理由で詳細確認はできなかった。外部向け公表の可否は別として、市職員側で計画内容を検証し、随時見直しを促すことが必要と考えられる。 ポイントの第四は、委託費については、財務バランス上の適正水準に収まっているか否かという視点も重要なことである。委託範囲を増やすことによって、人件費が削減されているのであれば財務バランス上は問題無いとも言える。平成 15 年度から 17 年度にかけて、委託費は 908 百万円増加しており、要因としては、病院移転前後で建物面積が 2.2 倍になったことや、電子カルテシステム導入に伴う保守委託料の増加、PFI事業に伴う委託業務範囲の拡大など様々な理由が推察される(委託費の内訳については、PFI事業者の企業秘密である</p>	<p>八尾市立病院改革プランにおいて、PFI事業の事業効果の検証を行うこととしており、これに基づき、今年度に、PFI事業の検証のための実態調査・分析業務を外部委託により実施することとし、検証業務を進めています。</p>	<p>今年度において、PFI事業の検証のための実態調査・分析業務を外部委託により実施し、この中で、PFI対象の各業務について、サービス水準と実施コストについて調査・分析を行いました。 その結果、診療材料、薬剤の調達コストをはじめ、個別業務について、業務の実施コスト及びサービス水準について、概ね適正なもの課題(改善余地)があるものを明らかにしたところであり、今後引き続き、八尾市立病院改革プランの実効性の確保に努めることとしました。 (監査の意見に対し検討を行なった結果、市としての判断により対応方針を確定)</p>
----------	--------------	-----------------------	---	---	---

		<p>として開示が得られなかった)。他方で、この間、事務員・労務員の人的コストは、113 百万円の減少にとどまっているため、両者を併せた費用額は 795 百万円の増加となっている。</p> <p>重要なのは、中長期計画における委託費の適正水準化であり、ここでは、以下の点を指摘しておく。</p> <p>i) 本来的には、増加した委託費を回収するべく、収益拡大を図ることが期待される。このため、収益計画は“努力目標”に留まらない、実現可能性や達成施策を伴ったものであることが望ましい。収益計画が“努力目標”であるならば、委託費等の削減についても“努力目標”を設定しておく必要があるが、それでは計画と現実の乖離が大きくなる懸念がある。</p> <p>ii) 委託費の適正水準化に際しては、医事・給食・検査など個々の委託業務毎の分析とコスト低減策の検討が望ましい。</p> <p>iii) その際、該当する委託項目について、委託費だけを見るのではなく、委託に伴って削減可能な人件費、材料費などの総額が、そこから得られる収益や便益に見合った水準となっているか、という視点が必要である。すなわち、項目毎の原価計算実施が望ましい。</p>	
--	--	---	--

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(監査の結果) 地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H21.7.1までの措置の内容と改善の方針	H22.1.12までの措置の内容と改善の方針
1	人事課	(3)人事評価	<p>八尾市職員の人事評価に関する規則では、正式に任用されている職員について、人事評価表を用いた定期評価を行うこととなっている。しかし、現在、人事評価表を用いた人事評価制度が導入されているのは、一般職に属する管理職(課長補佐職以上。部長級職員除く)のみで、それ以外の職員について、人事評価表を用いた定期評価がなされていなかった。</p> <p>平成20年1月からは、主査・主任昇格対象者について人事評価表を用いた人事評価を導入する予定とのことであるが、今後は対象者を拡大し、同規定のとおり、正式に任用されている職員全員とすべきである。</p>	<p>人事評価における能力評価を一般職に拡大するため今年度中に関係機関との調整を進めるために準備を進めています。</p>	<p>平成22年1月1日基準に人事評価における能力評価を監督職・一般職に拡大して試行実施することとなり、マニュアルを作成、説明会を実施し、今後スケジュールに従い、評価を実施することとしました。</p> <p>(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

4. 勤務の状況

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	(1)休職	<p>イ)休職期間</p> <p>休職期間は最長3年と定められている。八尾市の実際の運用としては、2年間休職している職員については、最終的に分限免職にならないように退職勧告している。ただし、一時的に病状が回復し復職すれば、休職期間がリセットされるため、再び休職したら3年間休職することが可能となる。</p> <p>平成14年度以降の休職者リストを閲覧した結果、休職を何度も繰り返している悪質な事例は見受けられなかったが、うつ病等の精神的な病気については、復職、休職を繰り返している事例があった。今後、同一の病状で休職を繰り返す場合は、分限委員会で休職処分について慎重に審議する必要がある。</p>	<p>平成21年4月に「八尾市職員心の健康づくり計画」が策定され、その中に“職場復帰支援制度”を位置付けるとともに、今年度より産業医に精神科医を配置し、より幅広い専門的な見地からの意見聴取が可能となりました。</p>	<p>産業医に精神科医を配置したことにより、専門的な見地からの意見聴取が可能となったこと、及び復職支援プログラムを実施していることにより精神疾患へのケアがより充実したものとなりました。不適切な休職を繰り返している例も、現在のところ全くありません。</p> <p>(措置済み)</p>

【平成20年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

国民健康保険事業

4. 滞納管理

番号	所管課	項目	監査の結果の内容(要旨)	H21.7.1 までの措置の内容と改善の方針	H22.1.12までの措置の内容と改善の方針
1	健康保険課	短期被保険者証保有者が長期被保険者証保有者となるタイミングについて	<p>市が長期被保険者証保有者を短期被保険者証保有者に変更させるのは、保険料納付済額の調定額に占める割合が基準を下回っている、または基準を超えているが納付状況が芳ばしくない場合である。</p> <p>この短期被保険者証保有者とされた者が、再び長期被保険者証に切り替えられる時期は、現行の場合、納付済額の調定額に占める割合が基準を超えた時点である。しかしながら、この場合仮に毎年調定額に占める割合が基準を超える分だけを納付しているだけのような場合でも、長期被保険者証を受け取ることができるという、いわば無償の便益享受者(フリーライダー)の問題が生じている。毎年調定額に占める割合が基準を超える分を払うだけで、保険料を全額納付している者と同様の国民健康保険による便益を享受できることは明らかに不合理であり、早急に回収強化策を講じる必要があると考える。</p>	<p>前年度保険料の調定額に占める割合が短期証交付基準をクリアするようにだけ毎年度納付しているような場合でも長期被保険者証を受け取ることができる、いわば無償の便益享受者(フリーライダー)の問題が生じていることについては、前年度分の保険料のみを判定対象としている現在の短期証交付基準の見直しを行うとともに、滞納処分を積極的に実施することにより公平性の確保に努めたいと考えています。</p>	<p>短期被保険者証の交付基準の見直しを行い、歴年の高額滞納者を短期被保険者証交付対象者とするとともに、滞納処分に向けた財産調査等を実施しております。</p> <p>また、無償の便益享受者(フリーライダー)が発生しないよう、長期被保険者となる基準についても見直しを行いました。</p> <p>なお、基準の見直しにより、従前の短期被保険者証交付対象者のうち、長期間接触の機会をもていない対象者については、資格証明書の交付を行うとともに、臨戸訪問を実施し、滞納者の実態把握に努めております。</p> <p>(措置済み)</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

国民健康保険事業

2. 保険料の算定

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までのと仕組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	保険料の算定根拠と実績額との比較について	<p>基礎賦課総額の推計は、歳出、歳入の各項目の見積額の積上計算となっているが、年度末において、項目別の推計と決算実績額との比較検討が行われていない。平成 19 年度は保険給付費が当初予想の 13,256 百万円から 13,618 百万円へと 362 百万円増加したことなど、項目ごとで推計値と実績値との間に差が生じ、全体として 5 億円程度の保険料の徴収不足になっているが、これにつき綿密な差異分析が行われていない。</p> <p>どの項目で、どの要因により、どれだけの差が生じたかを把握することは推計の精度向上のための必須要件であるので、推計値と実績値との差異分析ができるような管理資料を整えておくことが必要と考える。</p>	<p>基礎賦課総額の推計は、歳出、歳入の各項目の見積額の積上計算については過去の推移も検討したうえで推計しているが、国保については制度改正も頻繁に行われ基礎賦課総額に影響する項目の改正も多く、推計上その改正方法の対応も含め精度を欠く部分があることも否定できないものであります。今後はそうした中、予算時と決算時の差異についてより綿密に分析を行い、基礎賦課総額の推計をより精度を高めるように努めてまいります。</p>	<p>基礎賦課総額の推計は、歳出、歳入の各項目の見積額の積上計算については過去の推移も検討したうえで推計しているが、国保については制度改正も頻繁に行われ基礎賦課総額に影響する項目の改正も多く、推計上その改正方法の対応も含め精度を欠く部分があることも否定できないものであります。算出根拠と実績値の綿密な比較分析については、実施しております。</p> <p>多くの場合は、想定を超える医療費の動向と、制度改正に伴う補助金の増減、並びに一律の減額率を乗じた補助金カットにあります。今後とも推計の精度を高めるように努めてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

5. 給付事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
2	健康保険課	人間ドッグ助成事業及び健康づくり助成事業について	<p>被保険者数が約 9 万人いる状況において、人間ドッグ助成事業及び健康づくり助成事業の利用率はまだまだかなり低いといえる。医療費が急増していくなか、疾患の予防及び早期発見が非常に大切な要素になってきている。市としては特に人間ドッグ事業による早期発見実績を把握の上、事業の成果が確認できるのであれば、積極的に市民に利用を働きかけ、事業の有効活用に努めるべきである。</p>	<p>人間ドッグ事業の認知度については、昨今の健康志向の中、高まりつつあり、特に本市では、特定健診と同時実施したことによりその申請件数も増加し、特定健診の受診率向上にも寄与していると考えています。20 年度のそうした状況を踏まえ、21 年度より委託医療機関に受診枠の拡大を依頼し、これまで同様、様々な機会での広報も含め、事業の拡大に取り組んでいます。(措置済み)</p> <p>しかしながら、委託先の医療機関での受入件数も、今回の拡大でほぼ限界に近い状況まで対応しており、このままでは大幅な利用率の拡大にはなり得ないので、委託医療機関の追加契約等も今後検討を行なってまいります。</p>	<p>委託先の医療機関での受入件数が、ほぼ限界に近い状況まで対応しており、大幅な利用率の拡大にはなり得ないので、新年度契約に向けて委託医療機関の追加することとしました。</p> <p>(措置済み)</p>

5. 給付事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
3	介護保険課	福祉用具購入費の償還払支給申請書について	福祉用具購入費の償還払支給申請書には、福祉用具の購入が必要な理由を記載する欄があり、市ではその欄の記載に基づいて償還払いの妥当性の審査を行なっている。しかし、申請書には申請者自身の署名・押印の欄がなく、理由欄に記載した内容の信頼性が担保されていない。実際には、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員が理由欄の記載を行なっているとのことであるが、福祉用具の購入が必要と判断した当該ケアマネジャー等の記名を求め、審査の際に疑問点等があった場合に、スムーズな対応ができるようにしておくことが望ましい。	償還払支給申請書については、ケアマネジャー等の記名は必須項目ではありません。	償還払支給申請書については、ケアマネジャー等の記名は必須項目ではなく、疑問が生じた場合にも他の手法で担当ケアマネジャーに確認が可能のため、記名欄を設けることは、不要と判断いたしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成14年度】 出資法人（4法人）の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について（監査の結果）地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

(1) 財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項目	監査の結果(要旨)	H21.7.1までの措置の内容と改善の方針	H22.1.12までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	平成20年度決算において、退職給与引当金を一部計上しました。	平成20年度決算において、退職給与引当金を一部計上しました。平成21年度以降においても、引き続き退職給与引当金の計上を実施してまいります。

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

番号	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。また、平成20年度予算の委託料算定には退職給与引当金繰入金を含めています。委託料算定に減価償却額を含めることについては、し尿収集業務のコスト全体の適正化の課題とともに清協公社及び市内部で引き続き検討し、改善できるよう努めてまいります。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。 (措置済み) 委託料算定に減価償却額を含めることについては、同公社の解散を目前に控えた中で、会計事務が複雑化すること等の課題があるため実施はしないこととしました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定) 平成20年度決算の委託料には退職給与引当金繰入金を含めました。また、平成21年度以降においても、引き続き退職給与引当金の計上を実施してまいります。
2	清協公社の今後のあり方について イ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去業務等については、し尿汲取り業務直営化検討委員会での清協公社の解散に向けての検討の趣旨に沿い段階的廃止を検討してまいります。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止しています。残りの防疫、放置自転車撤去業務等については、し尿汲取り業務直営化検討委員会での清協公社の解散に向けての検討の趣旨に沿い段階的廃止を検討してまいります。

【平成15年度】補助金の財務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(2)各補助金について

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域福祉政策課	全般的意見：補助金支出に関する開示	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」としてまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点から、八尾市か協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。	正しい情報開示の観点から、平成21年度分より、福祉団体への助成事業及び最終交付先について、適切な方法で開示すべく、社会福祉協議会を含め検討を行っています。	平成21年度交付分より社会福祉協議会の事業報告書に記載する方向で調整を行っています。

高齢者労働能力活用事業費補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
2	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	当初は、平成21年度に組織改変をする中で、合わせて補助金要綱の整理を行なう予定でしたが、今後、(社)八尾市シルバー人材センターの上部機関である(社)全国シルバー人材センター事業協会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会を中心に調査・研究が行なわれ、平成23年度を目標に、新制度の公益社団法人への移行が行われます。改めてこの動向を見定め、補助金要綱の不備について整備を行なってまいります。	(社)八尾市シルバー人材センターの上部機関である(社)全国シルバー人材センター事業協会や(社)大阪府シルバー人材センター協議会を中心に調査・研究が行なわれ、平成23年度を目標に、新制度の公益社団法人への移行が行なわれるため、この動向を見定め、補助金要綱の不備について整備を行なってまいります。

八尾防犯協議会防犯灯補助金

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
3	自治推進課	防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	市としての年次計画を策定し、その中で防犯灯についても、地元による調査や犯罪発生多発箇所などを中心に、警察や専門家の意見等も聴取しながら、設置を進めていくことができるよう、検討してまいります。	市としての防犯計画を策定し、その中で防犯灯についても、地元による調査や犯罪発生多発箇所などを中心に、警察や専門家の意見等も聴取しながら、設置を進めていくことができるよう、検討してまいります。
4		防犯灯補助金の補助割合の妥当性	現在、補助金額は要綱第3条により、規定されている。平成14年度より、照度の高い(36W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は60~70千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は30千円程度であり金額の幅が広がっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	平成21年度よりポールの新設・取替に係る経費について40千円を上限に補助金を交付し、ご指摘のポール設置時の補助率の不公平解消に努めております。 防犯灯の補助割合については、今後も市民ニーズや設置に要する経費などを参考に様々な角度から引き続き検討を進めてまいります。	平成21年度よりポールの新設・取替に係る経費について40千円を上限に補助金を交付し、ご指摘のポール設置時の補助率の不公平解消に努めております。 防犯灯の補助割合については、今後も市民ニーズや設置に要する経費などを参考に様々な角度から引き続き検討を進めてまいります。

【平成16年度】八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について
 (意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

7. 流域下水道等負担金

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (寝屋川南部流域下水道)	<p>維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分する方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。</p> <p>1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。</p> <p>2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われる。</p> <p>数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センターは下水の高度処理を予定している。また、川俣処理場においても、水処理施設改築時には高度処理に移行される予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管理費用が増加すると予想される。</p> <p>市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があると考える。</p>	<p>平成 20 年度から、流域下水道一元化に伴い、さまざまな課題等の協議等を行う協議会等が設置されております。</p> <p>一元化後、初めての決算認定がされる年度であり、大阪府と関係市との間で、決算数値をもとに一元化による課題や効果の検証に取り組んでいるところであります。負担基準及び負担率については、関係市間で負担金に関する協定書を締結しており、その中に一元化の課題や効果の検証が明確にされた後、平成 25 年度以降に再度協議を行う旨、明記されております。</p> <p>またその協議を踏まえ、大阪市との下水共同処理協定の方も、協議を行っていきたいと考えています。</p>	<p>平成 20 年度から、流域下水道一元化に伴い、さまざまな課題等の協議等を行う協議会等が設置されております。</p> <p>一元化後、初めての決算認定がされ、大阪府と関係市との間で、決算数値をもとに一元化による課題や効果の検証に取り組んでいるところであります。負担基準及び負担率については、関係市間で負担金に関する協定書を締結しており、その中に一元化の課題や効果の検証が明確にされた後、平成 25 年度以降に再度協議を行う旨、明記されております。</p> <p>またその協議を踏まえ、大阪市との下水共同処理協定の方も、協議を行っていきたいと考えています。</p>
2	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (大阪市公共下水道)	<p>大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。</p> <p>処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、面積を基準とすることは合理的な方法とはいえず、流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。</p>		

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>定数外の職員も含めた職員配置目標については、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」を踏まえ、目標となるべき指標のあり方も含めて、目標を定める手法を引き続き検討してまいります。</p>	<p>定数外の職員も含めた職員配置目標については、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」を踏まえ、目標となるべき指標のあり方や目標を定める手法を引き続き検討してまいります。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げられており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討</p>	<p>各課の業務状況や内容に応じて、臨時的任用職員や人材派遣などを使い分けています。現在、平成20年度に策定した、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化に基づき、平成22年度に向けて、提案型公共サービス実施制度を活用したアウトソーシングのモデル事業を検討しており、公民協働による事務事業の実施により、今後の職員配置のあり方を引き続き検討してまいります。</p>	<p>各課の業務状況や内容に応じて、臨時的任用職員や人材派遣などを使い分けています。</p> <p>今年度は、平成20年度に策定した、「公民協働による公共サービスの提供に関する基本方針」の具体化に基づき、提案型公共サービス実施制度を活用し、22年度にアウトソーシングを行っていくモデル事業を決定したところです。</p> <p>今後、公民協働による事務事業の実施により、職員配置のあり方を引き続き検討してまいります。</p>

		<p>すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改正が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>		
3	総務人事課	<p>(教育委員会事務局)</p> <p>教育職の人件費は八尾市で採用される幼稚園教諭(講師含む)及び大阪府教育委員会から配置転換される教育職が対象となっている。大阪府教育委員会から配置転換される教育職の大半が「指導主事」と呼ばれる資格を持つものである。</p> <p>指導主事は、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる専門的職員であり八尾市の教育現場を充実させる観点から効果的になされる必要がある。</p> <p>現状、八尾市と同等の団体と比較すると若干人員は多い傾向にあるとのことであるが、八尾市の実情を踏まえて適正な人員水準を意識しながら、指導主事の役割を一層明確にし、毎年の職員配置は慎重に検討すべきである。</p>	<p>これまで、指導主事の職務内容について精査し、効率的配置に向けた取り組みが求められており、段階的に指導主事の人数を減じてきたところです。</p> <p>平成 21 年度において指導主事の人数は前年度比 3 名減となっています。その内訳は、指導主事の法的な職務内容を勘案し、特に学校園に対する専門的事項を強化するために、学校教育関係部署で 2 名増とし、生涯学習関係部署で 5 名減としました。</p> <p>今後も引き続き、指導主事の効果的・効率的配置を鑑み、行政サービスを低下することなく、適正な人員水準を確保してまいります。</p>	<p>これまで、指導主事の職務内容について精査し、効率的配置に向けた取り組みが求められており、段階的に指導主事の人数を減じてきたところです。</p> <p>平成 21 年度において指導主事の人数は前年度比 3 名減となっています。その内訳は、指導主事の法的な職務内容を勘案し、特に学校園に対する専門的事項を強化するために、学校教育関係部署で 2 名増とし、生涯学習関係部署で 5 名減としました。</p> <p>今後も引き続き、指導主事の効果的・効率的配置を鑑み、行政サービスを低下することなく、適正な人員水準を確保してまいります。</p>

4	消防総務課		<p>(消防本部)</p> <p>若年の消防吏員は原則として消防署に配属されるため、本部において事務処理を行うのは、主任以上の役職者であるため消防本部の業務に精通しているメリットはあるが、事務のスペシャリストではなく、事務処理の効率化という面ではやや劣ることが懸念される。また、事務職員の人件費も高くならざるを得ない。</p> <p>消防本部では、現在、職員は全て消防本部で採用され、災害現場に行くことを前提とした消防吏員である。消防吏員が不足しているため、消防署に配属される消防吏員の数が限定される。より多くの消防吏員を消防署に配属するためには、消防吏員でない事務担当の一般職員を置くか、市長部局の行政職員を配置することも検討すべきではないかと考える。</p> <p>また、書類の作成や提出等の事務処理面において、IT化の余地があると考えられる部分がある。</p> <p>本署、各出張所で作成される勤務表、救急出場報告は手書きである。消防出場報告などの書類はパソコンで作成するが、給与システムとはリンクしていない。したがって、データを給与システムに再度入力する必要がある。勤務表などの各出張所で作成された書類は翌日に本署へ提出することになっているが、その際は出張所から本署まで持参しなければならない。IT化を進めることにより、事務処理全体を効率化し、職員数の不足を補うことも検討すべきである。</p>	<p>消防本部における職員配置については、消防活動業務の特殊性と組織の管理及び運営などを勘案しますと、災害対応や公権力が付与されている消防吏員を優先的に配置することが好ましい姿であることから、当分の間、災害活動要員である消防吏員を採用していく方針であります。</p> <p>また、事務改善のため、市長部局との人事交流も一つの方策と考えながら、個人情報保護のうえで支障のない文書について公開羅針盤の電子メールでの送受信を有効活用するなど、簡素化・省力化を積極的に図り、事務の効率向上を実現しております。</p> <p>なお、パソコンの適正配置については、関係部局と継続的に協議を重ねているところであり、今後もIT化の推進に努めてまいります。</p>	<p>消防本部における職員配置については、消防活動業務の特殊性と組織の管理及び運営などを勘案しますと、災害対応や公権力が付与されている消防吏員を優先的に配置することが好ましい姿であることから、今後も継続して、災害活動要員である消防吏員を採用していく方針であります。</p> <p>また、事務改善のため、市長部局との人事交流も一つの方策と考えながら、個人情報保護のうえで支障のない文書について、公開羅針盤の電子メールでの送受信やキャビネット機能を有効活用するなど、簡素化・省力化・共有化を図り、事務の効率向上を実現しております。</p> <p>なお、パソコンの適正配置については、関係部局と継続的に協議を重ねているところであり、今後もIT化の推進に努めてまいります。</p>
---	-------	--	---	---	--

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
5	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準について、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、適正な給与水準について検討してまいります。なお、平成21年4月1日から、初任給の号給を8号給引き下げたところです。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えておりますが、今後、職種ごとの賃金水準について、国家公務員や府下各市の状況も踏まえ、適正な給与水準について検討してまいります。なお、平成21年4月1日から、初任給の号給を8号給引き下げたところです。</p>

3. 手当

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
6	人事課	(1) 期末手当・勤勉手当	ア) 勤勉手当の支給額の算定方法 勤勉手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤勉手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤勉手当の趣旨を反映したものとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤勉手当への反映はさせていない。評価結果を勤勉手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。	人事評価制度の段階的な拡大に取り組んでおり、評価結果の勤勉手当への反映について、引き続き検討してまいります。	人事評価結果の勤勉手当への反映について、引き続き検討してまいります。
7	職員課	イ) 役職段階別加算	期末手当及び勤勉手当について役職段階別加算率が加味されるが、役職による場合だけでなく、高卒採用在職27年以上または在職20年以上かつ年齢45歳以上の者については100分の10、高卒採用在職13年以上または在職7年以上かつ年齢31歳以上の者については100分の5の加算がされ、年功序列的な支給がなされている。役職段階別加算は、役職の職責に応じて支給するのが本来の制度の趣旨である。役職に応じた加算体系とすることを検討すべきである。	役職段階別加算制度は、多少の差異はあるものの、府下でも22市が行っており、本市も過去からの労使協議により、導入してきたものでありますが、わたり制度が廃止されたことに伴い、府下各市の状況を踏まえ、今後役職に応じた加算となる制度を引き続き検討してまいります。	役職段階別加算制度は、多少の差異はあるものの、府下でも多数の市が行っており、本市も過去からの労使協議により、導入してきたものでありますが、わたり制度が廃止されたことに伴い、府下各市の状況を踏まえ、今後役職に応じた加算となる制度を引き続き検討してまいります。

<p>8</p>	<p>人事課 行政改革課</p>	<p>(4) 超過勤務手当</p>	<p>(市長部局等) 平成18年度の所属別超過勤務時間(年間平均)が多い所属について、各所属内で超過勤務時間にばらつきが生じている理由及び特定の職員の超過勤務時間が他の職員と比較して著しく多い理由等を聴取した。 その結果、前者については所属内における担当業務の内容により超過勤務に差が生じていること、後者については部総務担当としての業務にも従事している等、部内の間接部門としての役割も担っていることが判明した。 また、超過勤務時間の多い職員の上位30名をリストアップし、それらを所属別に集計し、平均超過勤務時間を算定した結果は以下のとおりであり、所属ごとに算出した一人当たり超過勤務時間と上位者のそれを比較すると大きく乖離しており、特定の職員に超過勤務の傾向があると考えられる。 「担当制」を導入して所属内の業務の効率化を図っているが、各所属の業務の性質上、特定の職員に業務が偏ってしまうことはやむを得ないと考える。しかし、それを理由に特定の職員に超過勤務時間が多いことを正当化すべきではない。業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討することとあわせて、超過勤務となる原因を分析し、その際、定型的な業務を整理し、マニュアル化するなど、定型的な業務の効率化が図れるよう検討すべきである。 また、部内の総務担当を兼務している職員については、総務担当としての業務内容の現状分析を行い、各部の共通する業務については一元化できる余地がないかどうかを検討するなど、可能な限り業務が重複しないよう工夫すべきである。</p>	<p>昨年度に引き続き、部総務業務等、庶務業務の一元化及びアウトソーシングに関して、試行的に市長直轄組織において人材派遣職員を活用しております。</p>	<p>昨年度に引き続き、部総務業務等、庶務業務の一元化及びアウトソーシングに関して、試行的に市長直轄組織において人材派遣職員を活用しており、活用による効果や課題を検証し、実施手法につき引き続き検討を行っております。</p>
----------	----------------------	-------------------	--	--	---

9	総務人事課		<p>(教育委員会事務局)</p> <p>1)校務員の超過勤務</p> <p>校務員が手書きの「超過勤務命令個人カード」に勤務命令時間を記入し、所属長の事前承認を得ることとなっている。校務員の就業時間は各学校等によって定められている。校務員が行なう業務は学校環境の安全を確保するための校舎内の修繕や清掃等、学校の状況に応じた臨機の対応が求められることから、休憩時間のとり方については、作業スケジュールによってばらつきがあり、短時間の残業の場合は休憩時間を取らない場合もある。また、超過勤務に関しては所属長である校長が承認することから、教育委員会総務人事課では休憩時間の有無に関し特段の聴取はしていない。</p> <p>しかし、承認された超過勤務時間は手当の算定基礎となるため、明らかに他の学校等と比較して超過勤務が多い場合、正式な運用ルールに従って超過勤務時間が申請されているかどうかを検討すべく、当該校務員の作業状況について教育委員会総務人事課による状況聴取等を行なうべきであると考え。</p> <p>なお、校務員は技能労務職であり、採用は凍結する方向性を打ち出している。将来的には校務員数の減少、高齢化等が予想されるため、その業務遂行のあり方については検討が必要である。校務員が行なう業務は、その性質上、外部の業者に委託が可能なものや、短時間作業に関しては、アルバイト等の採用により対応が可能と思われるため、費用対効果の観点から、学校専属で校務員が必要かどうかも含め、業務分析を行うべきと考える。</p>	<p>左記により、校務員の超過勤務時間数の多い学校長からヒアリングを行いました。</p> <p>学校によって、環境整備の課題、修繕の量に差があり、その対応として超過勤務が増となっていますが、校務員が行うことで修繕の外部発注は減少しています。</p> <p>今年度においても、不要不急の超過勤務は命じないよう縮減を要請するとともに業務改善を学校長に求めてまいります。</p> <p>また、併せて校務員が行っている業務の外部委託や非常勤職員等の活用について引き続き検討してまいります。</p>	<p>昨年度と同様に平成21年の夏期にも校務員の超過勤務時間数の多い学校長からヒアリングを行いました。</p> <p>学校によって、環境整備の課題、修繕の量に差があり、その対応として超過勤務が増となる場合がありますが、校務員が行うことで修繕の外部発注は減少しています。</p> <p>今年度においても、不要不急の超過勤務は命じないよう縮減を要請するとともに業務改善を学校長に求めており、全体的に縮減傾向にあります。</p> <p>校務員業務の外部委託や非常勤職員等の活用については、学校園の状況を見極めながら引き続き検討してまいります。</p>
10	総務人事課 生涯学習スポーツ課		<p>(教育委員会事務局)</p> <p>2)生涯学習スポーツ課職員の超過勤務</p> <p>生涯学習スポーツ課の超過勤務時間は一人平均320時間/年である。主な原因としては、毎週、識字学級を運営されていること、民間スポーツ団体との会議が時間外に開催されるケースが多いこと及び施設の開館が休日・時間外に設定されていることが挙げられる。</p> <p>他部署との業務内容と比較すると相当程度相違することから、定時内の勤務形態では超過勤務時間は恒常的に多くなってしまふ。フレックス制の導入等、勤務実態に合った就労のあり方を検討すべきである。</p>	<p>平成20年度は、学校開放に関する新規事務や指定管理者の選定業務などが日常業務に加わり、例年より超過勤務が増加しました(一人平均495時間/年)。</p> <p>本年度は、これらの業務が一定軌道に乗る予定であることや事務改善の実施、臨時的任用職員の配置などにより、昨年度より超過勤務は減少する見込みです。</p> <p>時間外の会議や施設対応としての勤務時間の弾力的割り振りについては、課題等をさらに検討してまいります。</p>	<p>平成20年度は、学校開放に関する新規事務や指定管理者の選定業務などが日常業務に加わり、例年より超過勤務が増加しました(一人平均495時間/年)。</p> <p>本年度は、これらの業務が一定軌道に乗る予定であることや事務改善の実施、臨時的任用職員の配置などにより、昨年度より超過勤務は減少傾向にあります。</p> <p>時間外の会議や施設対応としての勤務時間の弾力的割り振りについては、職場の体制の課題などについて、さらに検討してまいります。</p>

4. 勤務の状況

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
11		(2) 勤怠管理	<p>①カードによる時間管理 本庁においては磁気カードによる出退勤管理をおこなっているが、超過勤務を行わなかった場合には、退館時には磁気カードを通さないルールになっている。しかし、超過勤務手当の対象でない管理職の勤務状況を把握し、超過勤務を行っていないとする日についても勤務実態についての貴重なデータを把握するためにも、退館時も常に磁気カードを通して退館時間の把握を行うべきである。</p>	<p>退庁時のカード通過の実施について、引き続き関係機関と調整してまいります。</p>	<p>退庁時のカード通過の実施について、引き続き関係機関と調整してまいります。</p>

6. 環境部

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
12	環境事業課	(2)ごみ収集にか かる職員数	<p>①アルバイト職員の増加</p> <p>八尾市では技能労務職員の新規採用を平成18年度から平成22年度まで凍結し、退職者の減員分については、アルバイトや定年退職者の再任用等により賅う方針である。八尾市はごみ収集作業のアルバイトを時給1,118円で常時募集している一方、八尾市清掃職員の平均給与月額395,083円(時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く)の時間当たりの金額は2,245円となり(1ヶ月の平均出勤日数22日、1日8時間勤務で換算)、アルバイト時給と比較すると2倍となっている。</p> <p>なお、職員には期末・勤勉手当が支給されており、これらについては超過勤務手当の算定には関係しないが、職員一人当たりの平均支給年額1,736,500円を時間当たりに換算すると822円となる。</p> <p>このため、職員を減らし、アルバイトを増やすことによって、大幅にごみ収集にかかる人件費を削減することができる。</p> <p>八尾市のごみ収集は1台の収集車に技能員(運転手)を含め、3人体制でごみ収集を行っている。八尾市は戸別収集であり、一軒一軒ごみを収集していくため、収集経路等を把握するにはそれなりの経験が必要と考えられる。よって、1台に3人の正職員が乗車する現状を改め、少なくともその内1人はアルバイトに替え、人件費削減に取り組むべきである。</p> <p>なお、平成18年度のアルバイトの人数は10数名であり、出勤簿を閲覧した結果、祝日を除く平日は、ほぼ休まず出勤していた。一方、正職員は休暇を全て消化する傾向にある。また、平日の祝日については、超過勤務手当が発生する正職員が出勤している。祝日については、正職員を休ませ、人件費を抑制する方策が必要と考えられる。</p>	<p>①アルバイト職員の増加</p> <p>ごみ収集作業に当たるアルバイト職員の募集を常時行っており、またハローワークなどを活用して広く募集を行っていますが、アルバイト職員の確保は非常に困難な状況となっております。技能労務職の新規採用を平成22年度まで凍結するという方針の中、平成20年2月に雇用期間を3年間と限定したごみ収集嘱託員の採用試験を実施し、13名を採用した以降、平成21年4月に5名、7月に4名の採用をしました。当該嘱託員の時給はアルバイト職員と同額となっております(他に6月と12月に割増支給あり)。</p> <p>このように現在、正職員、嘱託員、アルバイト職員という三つの職種の職員構成によりごみ収集業務を行っており、全車両ではないが、3人乗車のうち作業員1人については非正規職員としております。作業員2人を非正規職員とする体制は不安全行動を増長するとの考え方から、前述のように人件費抑制に取り組みつつ安全管理を優先した体制で業務を行っております。</p> <p>祝日の勤務においても、同様の考え方に基づき当該体制により業務を行っております。</p> <p>現在、3人乗車のうち、2人の正職員と1人の非正規職員の体制に徐々に移行しております。</p>	<p>①アルバイト職員の増加</p> <p>ごみ収集作業に当たるアルバイト職員の募集を常時行っており、またハローワークなどを活用して広く募集を行っていますが、アルバイト職員の確保は非常に困難な状況となっております。技能労務職の新規採用を平成22年度まで凍結するという方針の中、平成20年2月に雇用期間を3年間と限定したごみ収集嘱託員の採用試験を実施し、13名を採用した後、平成21年4月に5名、7月に4名の採用をしました。内2名の退職者があり、2名の嘱託員を補充しました。当該嘱託員の時給はアルバイト職員と同額となっております(他に6月と12月に割増支給あり)。</p> <p>このように現在、正職員、嘱託員、アルバイト職員という三つの職種の職員構成によりごみ収集業務を行っており、全車両ではないが、3人乗車のうち作業員1人については非正規職員としております。作業員2人を非正規職員とする体制は不安全行動を増長するとの考え方から、前述のように人件費抑制に取り組みつつ安全管理を優先した体制で業務を行っております。</p> <p>祝日の勤務においても、同様の考え方に基づき当該体制により業務を行っております。</p> <p>現在、3人乗車のうち、2人の正職員と1人の非正規職員の体制に徐々に移行しております。</p>
13			<p>②ステーション制</p> <p>八尾市のごみ収集は戸別収集であり、ステーション化を進めることにより、ごみ収集に要する時間を短縮することができる。また、技能員も収集作業を行うことにより、現状の収集車1台3人体制を2人体制にすることも可能と考えられる。地域コミュニティの活性化の観点から、八尾市においても取り組む必要があると考える。</p>	<p>排出場所の問題や近隣関係から戸別収集を希望されるケースもあり、また、現在ステーション制の場所についても同様の理由から戸別収集への変更を希望されるのが現状です。しかしながら、ステーション制の導入については、戸別住宅の開発などの機会を通じて住民にご協力をお願いしております。</p>	<p>排出場所の問題や近隣関係から戸別収集を希望されるケースもあり、また、現在ステーション制の場所についても同様の理由から戸別収集への変更を希望されるのが現状です。しかしながら、ステーション制の導入については、戸別住宅の開発などの機会を通じて住民にご協力をお願いしております。</p>

14	環境事業課	(4)ごみ収集事業のあり方	<p>八尾市では事業所ごみについては平成18年に収集運搬許可制度が始まり事業所が許可業者に直接収集を委託している。一方、家庭用ごみの収集については、すべて直営で実施している。</p> <p>家庭用ごみの収集については、戸別収集を基本とした市民サービス向上や災害時に発生する災害廃棄物の収集等の危機管理の観点から、八尾市としては直営で実施する方針を打ち出している。この考え方については、家庭用ごみの収集が市民生活に密着した基礎的公共サービスであり公共性・公益性が高いことを考えると、合理性があると思われる。そのため、家庭用ごみの収集事業については、直ちに民間委託すべきことにはならない。</p> <p>しかしながら、ごみ収集のように民間事業者が存在する公共サービス部門については、民間事業者の経営手法や業務コストとの比較で、市民の目線から事業の効率性や合理性が厳しく問われることになるため、民間委託した場合との業務コスト等の比較検討を定期的に行い、直営にあっても効率的効果的な民間の経営手法の導入を積極的に図っていくべきであると考えられる。</p> <p>また、民間事業者との競争意識を高める観点から、業務の一部を民間委託することは検討の余地があると思われる。</p>	<p>家庭系ごみの収集という市民生活に密着した公共サービスを直営にて提供するという方針のもと、より効率的・効果的な業務運営の観点から、民間委託を実施している他の自治体の状況について現在調査・研究を行っております。</p>	<p>家庭系ごみの収集という市民生活に密着した公共サービスを直営にて提供するという方針のもと、より効率的・効果的な業務運営の観点から、民間委託を実施している他の自治体の状況について現在調査・研究を行っております。</p>
----	-------	---------------	---	--	--

【平成20年度】国民健康保険事業及び介護保険事業について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

介護保険事業

6. 総務費

番号	所管課	項目	監査の結果の内容(要旨)	H21.7.1 までの措置の内容と改善の方針	H22.1.12までの措置の内容と改善の方針
1	介護保険課	システム保守業務委託契約について	「SE 運用保守」8,820 千円、「介護保険システム保守」11,207 千円、「認定審査会システムソフトウェア保守」756 千円の見積書は、システム保守料のハードウェアやソフトウェアごとに内訳が明細として添付されているだけであり、この見積書では契約締結の可否を判断できない。必要工数と必要な SE のレベル、すなわち労務単価を見積書上明確に作成してもらうよう指示すべきと考える。	システム関連保守業務については、恒常的な業務に関する費用とトラブル対応の保障に関する保険的な費用であるため、業務内容によっては労務単価の積算が困難な場合があります。そのため、保守業務の見積もりの妥当性の確認として、業務の内訳におけるハードウェア、ソフトウェア、保守作業の明確化を図るとともに、保守業務内容(サービスレベル)の妥当性の評価で見直しを進めてまいります。	システム関連保守業務については、恒常的な業務に関する費用とトラブル対応の保障に関する保険的な費用であるため、業務内容によっては労務単価の積算が困難な場合があります。そのため、保守業務の見積もりの妥当性の確認として、業務の内訳におけるハードウェア、ソフトウェア、保守作業の明確化を図るとともに、保守業務内容(サービスレベル)の妥当性の評価で見直しを進めます。
2	介護保険課	介護保険事務処理システムに係る改正業務委託契約について	「介護保険事務処理システムにかかる法改正業務委託契約」6,174 千円は、従来より導入していたシステムを法改正にあたり改正する作業について、当初システム開発を担当した業者と引き続き契約を行なうことが経済的であり、作業的にも最も効率的であることを理由として、随意契約で契約している。そのため、当初投資額とアフターコストとの総額の観点からは、一般競争入札によった場合に比べてコストが割高になる可能性がある。導入時の投資額の多寡だけで競争入札を行なうのではなく、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体のコストも考慮して業者選定を行なうべきである。 また、当該システム開発会社により見積書で計画作業日数を積算しているが、実績作業日数との比較分析が現状行なわれてない。計画工数と実績工数との比較により、常に工数見積りの妥当性を検討し、翌年度以降の契約に反映していくようにする必要がある。	システム開発業者選定にあたっては、保守費用を含めた評価の中でプロポーザル方式による選定を検討してまいります。 その他の予定されていなかったシステム開発及び改修の費用算定については、今後、費用の評価の適切な方法を研究してまいります。	システム開発業者選定にあたっては、保守費用を含めた評価の中で選定を行ないます。 その他の予定されていなかったシステム開発及び改修の費用算定については、今後引き続き、費用の評価の適切な方法を研究してまいります。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

国民健康保険事業

3. 収納事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康保険課	納付の利便性の向上について	<p>現在、納付できる金融機関は市内のほぼ全ての銀行・郵便局等であるが、コンビニエンス・ストア等での支払いや電子納付等の方法により、夜間等でも納付可能にすることにより滞納状況が改善されるのではないかと考える。なお、以前は収納事務を私人に委託することはできなかったが、法改正により平成 17 年 10 月 1 日からコンビニエンス・ストアでの納付が可能となった。大阪府内では泉南市や河内長野市が導入済みであるが、市は未導入である。基本委託料、振込手数料がかかるということが未導入の理由であるが、不納欠損額が平成 19 年度においても約 460 百万円発生している現状においては、各種手数料の負担も考慮し、費用対効果を考えた上でコンビニエンス・ストア等での納付の導入を検討する余地があると考え。また、国民健康保険料及び介護保険料を一元化・集約化すること等によっても納付の煩雑性を緩和することができる。</p> <p>納付の利便性を向上することによって、納付率の向上に努める必要がある。</p>	<p>滞納の主たる原因は、生活困窮や納付意識の欠如によるものであると認識しており、コンビニ収納や電子納付などの納付手段を拡充することで、直ちに滞納改善が図られるものではないと考えますが、多様化する現代社会において、コンビニ収納や電子納付など納付手段の拡充を求める市民ニーズが高まっていることも事実であり、市民サービスの向上という観点から納付手段の向上についても一定検討する必要があると考えております。</p> <p>本市としては、平成 22 年度分の保険料からクレジットカードによる納付も可能となるよう導入に向けて検討を進めていきます。</p> <p>また、国民健康保険料と介護保険料の一元化・集約化については、2 号被保険者に対しては、医療保険料と合わせて徴収することとなっておりますが、それ以外については、制度上困難であると考えます。</p>	<p>滞納の主たる原因は、生活困窮や納付意識の欠如によるものであると認識しており、コンビニ収納や電子納付などの納付手段を拡充することで、直ちに滞納改善が図られるものではないと考えますが、多様化する現代社会において、コンビニ収納や電子納付など納付手段の拡充を求める市民ニーズが高まっていることも事実であり、市民サービスの向上という観点から納付手段の向上についても一定検討する必要があると考えております。</p> <p>現在、全庁的に基幹業務システムのオープン化が進められており、オープン化されるタイミングで、納付手段の拡充を図ってまいります。</p> <p>なお、国民健康保険料と介護保険料の一元化・集約化については、制度上困難であると考えます。</p>

6. 総務費

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
2	健康保険課	年間保守業務費用のコスト削減について	<p>市の国民健康保険システムについて、システム納入業者が次年度以降の年間保守業務も請け負っている。システム保守については、納入業者が当該システムに一番詳しいため随意契約が多く、見積合わせは行なっているものの、コスト削減の足かせとなっている。</p> <p>一般に全庁的な視点から企画・財政系部門が予算削減を試み所管課に対しシステム保守費や開発費の削減を打診しても、契約が所管課持ちである場合、削減可能性の判断が所管課任せとなり、所管課の判断が消極的になる。</p> <p>このような場合、下記のような改善が可能であり、年間保守費についても改善の余地がないか検討すべきである。</p> <p>①契約事務の一元化を図る。</p> <p>②性能発注ではなく仕様発注に切り替える</p> <p>③専門知識の壁を打開するために、企画・財政部門が外部専門コンサルティングを活用する。</p> <p>④見積書を作業実施者一人当たり日数単価と必要作業日数の算出根拠を記載する方式で提出させる等積算金額の分析を行なえるようにし、日数当たりの単価が、一般的な相場と比べて妥当であるかを確認する。</p> <p>⑤機械設備やソフトウェアを購入する際に、購入時に当該購入額の多寡だけで競争入札を行なうのではなく、アフターコストの見積りも提出させ、使用期間全体のコストも考慮して業者選定を行なう。</p>	<p>意見の内容に対し、市として以下のとおり考えます。</p> <p>①ガイドラインの作成等により、庁内での一定の基準を示すとともに、契約内容のチェックを行う体制を整備し、契約事務を一元化するのではなく、契約や予算執行手続きの一元的な管理を全庁的に実施する方法の検討を行います。</p> <p>②仕様発注は、予め発注内容の詳細を確定する必要があるため、全ての業務に適用できるものではないと考えますが、仕様発注できるものについては、随時、その切り替えを行っております。</p> <p>③外部 CIO 補佐官の活用や、IT 推進委員会の専門部会等の活用により、全庁的にITに関する必要性、予算等の評価を行うことができる組織(機能)の整備を検討します。</p> <p>④現在、IT 業界における人月積算は、コストの高止まり原因となっているというのが定説となっており、人月積算からの脱却が求められている状況です。システムの費用については、人月積算方式に変わる算出方式を検討し、システムの機能、性能、期間などから費用の妥当性を判断する仕組みを検討します。さらに、可能な限りベンダーロックインを避ける方法や、仕様を詳細に定める等により適正な価格評価ができるような方法も検討します。</p> <p>⑤当初に算出できるコストは経常的なものに限られ、大幅なシステム改修に関するものは別途対応する必要がありますが、新たなシステムの導入については、プロポーザルコンペ等において向こう5年程度のアフターコストも含めて業者選定を行う予定としております。</p>	<p>現在、行政システム全般にわたり、オープン化の検討が行われ、24年度から順次オープン化が実施される予定となっております。</p> <p>また、オープン化の検討過程で、BPRを実施し、より詳細な仕様書の作成と、全庁的な統一を図ることとしています。</p> <p>今後の作業の中で、情報システム室と連携しながら、意見にも述べられております各種改善を図ってまいりたいと考えております。</p>

7. 国・府支出金及び繰入金等

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
3	健康保険課	普通調整交付金の減額について	平成 19 年度では、保険金収納割合は 88.18%であり 7%減額された。減額分が増加すれば、一般被保険者の保険額の納付額が増加する。収納割合が向上すると国庫補助金の増加につながり、結果的に被保険者の納付額の減少も見込める。市として、収納割合の向上により一層の努力が求められる。	債権回収(滞納整理)については、平成20年度に新設された債権管理課と連携して、債権管理区分に応じ、財産調査や差押を含めた滞納債権回収策をすでに実施中であり、平成21年度は平成20年度に実施した滞納債権回収策の課題・問題点を検証・改善し、引き続き、負担能力のある無償の便益享受者を絶対に許さないという強い態度で臨むとともに、そのようなメッセージを発しつつ、債権管理区分に応じ、メリハリの利いた効果的な回収策を実施することとしました。 (措置済み) 尚、収納率を基にした減額については各保険者からの異論も多いものであり市においても様々な場を通じ基準の見直しも含め要望をしているところです。	現在、国における医療保険制度の安定的な運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案において、都道府県が市町村国保の広域化についての指針を作成する事により普通調整交付金の減額措置の廃止が、22年度から実施される予定となっております。

介護保険事業

3. 収納事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1 までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
4	介護保険課	口座振替の普及促進について	平成 19 年度において口座振替による納付者は 1,691 件、納付書による納付者は 5,757 件と、口座振替による納付者の構成比率は普通徴収の納付者全体に対し 22.7%であり、決して高いとはいえない。口座振替不能納付書の発送件数及び発送率と普通徴収全体における督促状の発送件数及び発送割合との比較から分かるように、納付書による納付者で大部分の滞納が発生しており、その原因は納付の利便性の違いによるものと考えられる。国民健康保険料の場合と同じく、口座振替の普及を促進するために更なる効果的な施策を講じていく必要がある。 また、納付の利便性の向上について、国民健康保険料の場合と同様に、コンビニエンス・ストア等での納付の導入や、国民健康保険料との納付の一元化・集約化など、費用対効果を考慮に入れた上で納付の利便性の向上を図る方策を検討する余地がある。	普通徴収の対象者については、納付書等の発送時に口座振替の勧奨文書を同封するなど口座振替の普及と促進を図っております。	普通徴収の対象者については、納付書等の発送時に口座振替の勧奨文書を同封するなど口座振替の普及と促進を図っております。 コンビニエンス・ストア等での納付の導入についても対費用効果等を勘案しながら、導入を検討してまいります。

4. 滞納管理

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
5	介護保険課	介護保険給付費用の増加と人員配置について	滞納者は約3千人あり、介護保険課では2.3日に一度は滞納者からの介護サービスについての相談があるのに対し、担当職員はわずか4人のため十分な対応が行なえていないのが現状のようである。今後高齢化社会が急速に進展し介護給付費用の増大が見込まれるなか、介護サービスを十分に受けることができない被保険者が増大する懸念があり人員配置を見直すべきではないかと考える。	人員配置については、保険料相談員として非常勤嘱託・人材派遣などを活用して対応しているところであります。	人員配置については、保険料相談員として非常勤嘱託・人材派遣などを活用し対応しているところですが、適切な配置について、今後引き続き、関係課と協議しながら検討してまいります。

5. 給付事務

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H21.7.1までの取り組み等の内容と改善の方針	H22.1.12までの取り組み等の内容と改善の方針
6		事業者への立入調査について	<p>介護保険課ではケアマネジャーの資格を有する調査員によりケアプランの妥当性チェックやサービス提供の方法までを含めた現地指導を行っており、請求の妥当性確保について実質面から意義のある活動をしていると考えられる。しかし、現状において、以下に示すように、まだ不十分な点も多い。</p> <p>①サービス提供実績の实在性のチェック ケアプランの妥当性については慎重なチェックが行なわれているが、請求の基本となるサービス提供記録票等との整合性チェックは十分に行なわれていない。意図の有無にかかわらず架空請求が起こらないように、ヘルパーごとの業務実績の实在性を確認し、その集計過程を含め請求が正確に行なわれているかどうかをチェックするように調査項目を検討する必要がある。</p> <p>②事業者選定基準の明確化 現状、毎年度継続的に運用できる事業者の分析、評価の一覧表がない。給付実績に基づいた各種の分析や過誤調整実績の分析等の結果に基づいて、評価一覧表を作成し、問題のある事業者の絞り込みや、ある一定の評価区分を設け評価ランクにより立入調査の頻度を変えるとといった対応も必要になると考える。現状は、事業者選定についての判断基準が明確でない。</p> <p>③過誤調整実績の把握 事業者への立入調査については、必ず調査結果に基づく過誤調整の実績金額を把握し、立入調査の</p>	<p>①ケアプラン提供実績の实在性のチェックについては、サービス提供記録票と請求実績との整合性の確認を実施するにあたっては、事業所の抽出を介護給付適正化システム等を活用し、効果的に実施しております。</p> <p>②事業者選定基準の明確化については、毎年度、テーマを設定し、これにより実地指導先の事業者選定を実施しています。また、給付実績の分析や介護給付適正化システム等を活用し、効果的に選定を行っております。</p> <p>③過誤調整実績の把握については、国保連の請求コードを活用し、その実施効果の把握に努めてまいります。</p> <p>なお、事業所の立ち入り調査については、国の給付費適正化計画に基づき実施しなければならず、また、立入調査を行なうという事業所への牽制効果も目的の一つとしているため、その他の評価指標の設定は困難です。</p> <p>④調査マニュアルの整備については、これから整備にあたって検討してまいります。</p>	<p>①ケアプラン提供実績の实在性のチェックについては、サービス提供記録票と請求実績との整合性の確認を実施するにあたっては、事業所の抽出を介護給付適正化システム等を活用し、効果的に実施しております。</p> <p>(措置済み)</p> <p>②事業者選定基準の明確化については、毎年度、テーマを設定し、これにより実地指導先の事業者選定を実施しています。また、給付実績の分析や介護給付適正化システム等を活用し、効果的に選定を行っております。</p> <p>(措置済み)</p> <p>③過誤調整実績の把握については、国保連の請求コードを活用し、その実施効果の把握に努めております。</p> <p>なお、事業所の立ち入り調査については、国の給付費適正化計画に基づき実施しており、また、立入調査を行うという事業所への牽制効果も目的の一つとしているため、その他の評価指標の設定は困難です。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p> <p>④調査マニュアルの整備については、整備にあたって検討してまいります。</p>

			<p>効果を測定する必要がある。過誤調整金額を一つの業績評価指標として採用することにより、立入調査の効果が大きければ調査範囲の拡大が必要であるし、効果が薄れてくれば調査範囲を縮小してもよいという判断が可能になる。現状では、事業投入量の判断につながるような立入調査の実績評価指標が定められていない。</p> <p>④調査マニュアルの整備</p> <p>毎年度、調査対象となる事業者と調査の重点項目とを定めているが、マニュアル化されたものはない。上記①～③の項目を踏まえ、市独自の調査マニュアルを作成し、立入調査についての判断基準の明確性と透明性を高める必要がある。</p>		
--	--	--	---	--	--